

交付手数料はそのまま

3月5日から住民票の写しと印鑑登録証明書の様式が変わります

NEW 住民票の写し(世帯連記式)

その1. 各項目(氏名、本籍、筆頭者など)は最新の情報のみ記載

その2. 住所は最新の住所と、1つ前の住所のみ記載

その3. 転出や死亡などで証明日時点で削除されている方は記載されません

その4. 原則1枚につき最大5人まで記載できる世帯単位の様式で交付

市内転居の住所履歴(1枚につき最大3件)、戸籍の届出に伴う氏名などの変更履歴の記載が必要な場合や、転出などで世帯から除かれた方については、個人単位の様式(個人票)で交付するので、窓口で相談してください。

平成30年3月4日以前に世帯から除かれた方や、以前の市内転居の住所履歴、氏名などの変更履歴なども記載されたものが必要な場合は、「改製原住民票(個人単位の様式(個人票))」で交付します。
※平成35年3月5日以降は交付できなくなるので注意してください

NEW 印鑑登録証明書 様式の向きがA4縦からA4横へ

印鑑登録番号などは変更しません。これまでと同様に、印鑑登録証(印鑑登録カード)を持参し、請求してください。

交付手数料 1通300円 問 市民課 伊藤(和) TEL 23-5542



広告

有料広告

有料広告

市ホームページ バナー広告を募集

掲載位置 トップページ下部

掲載期間 1カ月を単位とし、連続する12カ月以内

サイズ 縦60ピクセル×横150ピクセル

掲載料 1枠1カ月当たり1万円

申込方法 申込書(ホームページからダウンロード可)に広告原稿案を添えてEメールで



申問 秘書広報課 松尾

TEL 22-1372

E-mail hisyokoho@city.tajimi.lg.jp

